

第10章 聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研究生、研究員及び客員研究員

第41条 本大学院の教育・研究に支障のない限り、聴講生、科目等履修生、特別聴講生及び研究生の入学、並びに研究員及び客員研究員の受入れを、選考の上、許可するものとする。

第42条 聴講生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 聴講生に関する規定は、別に定める。

第42条の2 科目等履修生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

第42条の3 特別聴講生とは、他の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を希望し修学を許可された者をいう。

2 特別聴講生に関する規定は、別に定める。

第43条 研究生とは、本大学院において特定の課題について研究することを許可された学生をいう。

2 研究生に関する規定は、別に定める。

第44条 研究員とは、本大学院において特定の課題について、特に高度な研究に従事することを許可された者をいう。

2 研究員に関する規定は、別に定める。

第45条 客員研究員とは、教育・研究機関、官公庁、民間団体等から委託され、本大学院において特定の課題について研究することを許可された者をいう。

2 客員研究員に関する規定は、別に定める。